

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

退職後の健康保険

Q：私は現在55才で、今年の12月をもって会社を定年退職することになりました。ところで、退職後の健康保険について教えてください。

A：いくつかの選択肢の中から自分に合ったものを選ぶことになります。

【解説】

サラリーマンの場合、定年退職後の健康保険については、次の選択肢の中から自分に合ったものを選ぶことになります。

(1)現在の健康保険をそのまま継続する

2年間ないし55才以上で退職した場合は、最長60才まで任意継続できます。ただし、今まで会社が半分負担してくれていた保険料部分も全額自己負担になります。

(2)国民健康保険に加入する

保険料は全額自己負担で、療養費用は、本人、家族とも3割負担が原則ですが、一定の場合には、退職者医療制度の適用を受けられます。療養費用の自己負担が3割のところ、本人について2割ですみます。

(3)子ども(家族)の被扶養者になる

年収が180万円未満(59才以下は130万円未満)なら、子どもなど家族の働き手の被扶養者になる方法もあります。

(4)継続療養給付制度を利用する

以前から治療中の病気などがあるときは、5年間その治療についてだけ在職時と同様に保険の適用を受けられます。ただし、それ以外の病気には適用がなく、基本的には国民健康保険に加入する必要があります。

